



羽の情報便

領収書がなくても諦めないで！

電車賃、バス代等は、領収書が当然ですがもらえません。また、お祝いや仏事などの支出で領収書をもらうわけにはいきません。タクシーに乗ったときや飲食店で接待したときに領収書をもらうのを忘れてしまったり、紛失してしまうということもあるかと思えます。

通常は、現金出納帳などの記帳は領収書に基づいて行います。従って領収書がなければ記帳することができません。領収書がないために、支払ったことを忘れてしまったり、支払った金額は覚えていても、領収書がないので諦めてしまうこともあるでしょう。これらの支払いも一件だけでは大した金額にはなりませんが、1年間に何件もあると結構な金額になりませんか？

領収書がないと必要経費として認められないということではありません。反対に、領収書があっても全て認められる訳ではありません。領収書がなくても、事業に必要な支払いをしたことを証明できれば、必要経費として認められます。そのためには、手帳や日報、伝票、メモ書きなど記録を残しておくことが必要なのです。その際には、支払った日付、金額、相手先、内容なども記載しておくといいでしょう。

そこで、領収書のない支払を証明するためには、どうしたら良いかを簡単にまとめてみました。

支払項目	作成または保存書類	記載内容
電車賃またはタクシー代	交通費明細書の作成 日報などの作成	・金額 ・交通手段 ・どこからどこまで
自動販売機での購入	メモまたは伝票の作成	・金額 ・どこで買ったか ・誰に渡したか
慶弔費	メモまたは伝票の作成 招待状、案内状、礼状等の保存	・金額 ・誰に(住所・氏名) ・内容または目的
領収書がもらえない接待交際費	メモまたは伝票の作成	・金額 ・接待相手(住所・氏名) ・支払先 ・接待の目的
領収書を紛失した場合	メモまたは伝票の作成 支払がわかる関係書類の保存	・金額 ・支払先 ・内容または明細

領収書がない時も諦めない



当社の運営サイトのご紹介

- ◆ 経理・会計の情報ポータルサイト
らくらく経理事務！ <http://keiri-jimu.srv7.biz>
- ◆ スタッフブログ更新中！
経理請負人の日々 <http://blog.plus-management.jp>
- ◆ 当社の最新情報が満載！
プラスマネジメントホームページ <http://www.plus-management.jp>

「羽の情報便」メルマガ版も以下サイトからお申し込みいただけます。「羽の情報便」で検索してください。
 ■まぐまぐ！ (<http://www.mag2.com/>) ■melma！ (<http://melma.com/>)

お客様からのQ & A

この度、夫と離婚をすることになり、慰謝料と毎年の養育費の金額合意をしました。毎年、養育費の収入が増えることになりましたが、課税対象になるのでしょうか？

慰謝料も養育費も非課税になります。まず、離婚によって生じた財産分与や慰謝料には原則として贈与税はかかりません。財産は夫婦で築き上げたものであり、もともと二人のものという理由です。また、慰謝料は精神的苦痛に対する損害賠償でありそれに対して課税すると言うのは実情にそぐわないと言う理由により非課税です。

養育費は、元夫の子供への生活費になりますので、元妻に贈与されているわけではありません。別居はしていますが子供を養っている状態にあります。

元夫が、一旦所得税を払った後の過分所得ですので、もう一度課税されることはありません。



税金まめ知識（第24回）損益通算(1)

赤字が出たときには節税のチャンスです。損益通算についてご説明します。

■それぞれの所得を合計

所得の区分ごとにそれぞれの金額を割り出したら、合算して合計所得を割り出します。この合算額を**総所得金額**と呼び、所得税の納税額は総所得金額について税額を計算します。また、総所得金額をもとに税額を計算、申告をすることを**総合課税**といいます。

■黒字と赤字を相殺できる制度

例をあげると、飲食店を経営しながら、アパート経営も行っている個人事業主の場合、飲食店の所得は600万円でも、アパート経営が100万円の赤字だったときは、事業所得600万円から不動産所得の赤字100万円を差し引き、合計所得を500万円とすることができます。これが**損益通算**といわれる制度になります。

上記のほか、事業所得は黒字でも、ゴルフの会員権を売却したら値下がりしていて譲渡損が出たような場合にも利用できます。

但し、損益通算ができるのは、事業所得、不動産所得、譲渡所得、山林所得が赤字のときになります。これらの所得から生じた損失は損益通算できますので忘れず行いましょう。

損益通算の例（Aさんの場合）

■事業所得	+400万円	黒字
■不動産所得	-500万円	赤字
■雑所得	+50万円	黒字
■一時所得	+90万円	黒字

⇒ 損益通算
40万円

この損益通算の制度を利用した節税策については、来月に具体的にご説明します。



6月の税務カレンダー

市区町村で条例で定める日

個人の道府県民税及び市町村民税の納付（第1期分）



6月15日（月）

所得税の予定納税額の通知



6月30日（火）

4月決算法人の確定申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞

10月決算法人の中間申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞（半期分）

1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞



毎月の電気代でコスト削減 ～月々の電気代を最大40%コストカット!～



毎月お使い頂いている電気の使用量・使用時間・方法等を適切な使用の契約に見直すサービスです。
電力会社への複雑な申請作業は、弊社が全て代行しますのでご安心ください。

成功事例12：焼き鳥屋（年間39.6%の削減）

合理化前		合理化後	
年間の電気料	757,076円／年	年間の電気料	457,220円／年

年間の電気料金削減金額 1年間で 299,856円 10年間で 2,998,560円

とにかく電気代削減診断（無料）だけでも弊社にお任せください。
その後、契約変更するか否かは、お客様のご判断です。



似ているけれど・・・違いは何？

■「利子」と「利息」

通常は、同じ意味で使われていて同意ですが、お金を借りたときに支払うものが「利子」、貸した時に受け取るものを「利息」と呼ぶことが多いです。ちなみに、銀行預金は「利息」、郵便貯金では「利子」が使用されています。

■「カーニバル」と「フェスティバル」

主に自ら参加して楽しむ祭りを「カーニバル」、見物して楽しむ祭りを「フェスティバル」と呼んでします。

■「卵」と「玉子」

タマゴを学校で習った漢字で書くと「卵」ですが、食品売り場では「玉子」と表示されています。料理などに使う場合はタマゴを「玉子」と表記する場合があります。

■「頭」と「顔」

解剖学では、鼻の付け根から眉毛を通して耳の穴に達する線より上部が「頭」、下部が「顔」となっています。ちなみに「額」は、顔の一部でなくて頭の一部ということになります。

■「トラック」と「ダンプカー」

一般的に荷物を積んで運搬するクルマ全般が「トラック」で、中でも荷台が可動式のを特に「ダンプカー」と呼んでいます。



今月のコラム

梅雨の走りです毎日すっきりしない天気が続いていますが、皆様のお仕事の調子はいかがでしょう？ 海の向こうのアメリカでは、とうとう世界一の自動車会社が経営破たんしてしまい不況の底も見えませんが。

最近では、あまり話題にならなくなりましたが、昨年末に財政難もあってかとうとうペットの飼い主にまで税金を掛けようという「ペット税」を考案し、政府内での議論が始まったというニュースを見ました。

理由は、マナーの悪い飼い主、動物を虐待する飼い主、すぐに飽きて捨ててしまう飼い主を排除しようというもので、建前上、税金を払ってまで飼おうとしなくなり、本当にペットのことを大事にする飼い主が多くなるという論理です。

自動車を持っていると自動車税、不動産を持っていると固定資産税・・・あたりまでは許せますが、ペットを飼おうとするとペット税まで取られる世の中はとっても怖いのです。

ちなみに我が家には、イヌが一匹、ネコが二匹、水槽に金魚が三匹います。いっそのこと親父もすぐ飽きて捨てられないよう、「オヤジ税」というのもつくったらいかかなものかと思う今日この頃です。



会計経理事務コストを大幅カット！

—記帳作成・決算処理からコンサルティングまで、事業をサポートし、確定申告の負担を解消いたします—

◆記帳代行サービス料金

個人：入会金 10,500円 月額 7,350円～ 決算月 10,500円～
(青色申告のみ)

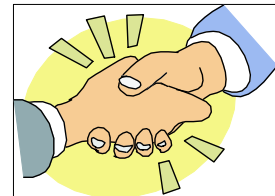
法人：入会金 10,500円～ 月額 15,750円～ 決算月 52,500円～
※個人・法人ともに入会金は初年度のみ頂戴いたします。

◆伝票貼付サービス料金

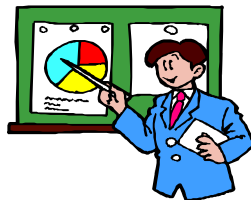
月額 3,150円～

◎ 領収書、レシート等の貼り付け

※ 領収書等を整理・貼付し、ファイルにまとめます。



- ・会社名： プラスマネジメント株式会社
- ・設立： 平成17年7月
- ・資本金： 1000万円
- ・業務内容： 経理・記帳代行業務
経理事務派遣業務
生命保険の募集に関する業務
光熱費削減に関するコンサルティング
- ・住所： 〒110-0016 東京都台東区台東1-33-6
セントオフィス秋葉原8F
- ・連絡先： 電話0120-979-987 / Fax03-5818-3766
info@plus-management.jp
http://www.plus-management.jp



梅雨のジメジメを
吹き飛ばしてお仕事
頑張りましょう。

